

令和 6 年 1 月 15 日  
消 防 庁

## 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）に対する 意見公募

消防庁は、畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）について、令和 6 年 1 月 16 日（火）から 2 月 14 日（水）までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎特例法」という。）では、畜舎及びその付随施設（以下「畜舎等」という。）の建築に係る負担を軽減するため、一定の要件を満たす畜舎等について、建築基準法令の基準を緩和しています。畜舎特例法の趣旨も踏まえて、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 32 条の 3 において、一定の要件を満たす畜舎等について、消防法令に定める消防用設備等の技術基準を緩和する特例（以下「特例基準」という。）を定めています。

今般、農林水産省において、「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に基づき実施されたアンケート調査等の結果を踏まえて、畜舎特例法の対象となる畜舎等のうち、畜産業用倉庫に保管できる物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加することとされたことから、消防法令においても特例基準が適用される畜舎に付随する保管庫に保管できる物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加するため、畜舎等に係る基準の特例の細目（令和 4 年消防庁告示第 2 号）について所要の改正を行うものです。概要については、別紙 2 を御覧ください。

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙 3 参照）
  - ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙 1 を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

令和 6 年 2 月 14 日（水）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

### 4 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該告示を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 米田補佐、田村

TEL 03-5253-7523（直通）

E-mail: yobo\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

・ 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

消防法令に定める消防用設備等の技術基準を緩和する特例が適用される畜舎に付随する保管庫に保管できる物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加するため、畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）について所要の改正を行うものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

#### （2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo\_atmark\_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を

極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

### （３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

### （４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期間

令和6年1月16日（火）から令和6年2月14日（水）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

## 6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### **連絡先窓口**

総務省消防庁予防課

担 当：米田、田村

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo\_atmark\_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@（半角に修正してください）に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁  
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

## 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）について

令和 6 年 1 月  
消 防 庁 予 防 課

## 1. 改正理由

- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎特例法」という。）では、畜産業の国際競争力の強化を図ることを目的として、畜舎及びその付随施設（以下「畜舎等」という。）の建築に係る負担を軽減するため、一定の要件を満たす畜舎等について、建築基準法令の基準を緩和している。  
消防庁では、畜舎特例法の趣旨も踏まえて、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 32 条の 3 において、一定の要件を満たす畜舎等について、消防法令に定める消防用設備等の技術基準を緩和する特例（以下「特例基準」という。）を定めている。
- 今般、農林水産省において、「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に基づき実施された畜舎特例法の対象へ追加を希望する施設等についてのアンケート調査等の結果を踏まえて、畜舎特例法の対象となる畜舎等のうち、畜産業用倉庫に保管できる物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加することとされた。
- こうした畜舎特例法の取扱いと同様に、特例基準が適用される畜舎に付随する保管庫に保管できる物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加するため、畜舎等に係る基準の特例の細目（令和 4 年消防庁告示第 2 号。以下「畜舎告示」という。）について所要の改正を行うものである。

## 2. 改正内容

- 畜舎特例法では、その対象となる畜産業用倉庫について、畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（令和 5 年農林水産省・国土交通省告示第 1 号。以下「共管告示」という。）で定める防火上支障がない物資以外のものは保管しないことを要件としており、今般、共管告示が改正され、防火上支障がない物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」が新たに追加される見込みである。

- 消防法施行規則でも、特例基準が適用される畜舎に付随する保管庫に保管できるものは、「防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの」とされており、畜舎告示において、共管告示で定めるものと同じ物資等を定めている。
- 特例基準が適用される畜舎に付随する保管庫に「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加したとしても、火災危険性が特段高まる訳ではないと考えられることから、共管告示と同様に、畜舎告示に定める物資に「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を加えることとする。

### 3. 施行期日等

公布日・施行期日：令和6年2月下旬

※共管告示と同日公布・施行とする。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三第二項第四号の規定に基づき、令和四年消防庁告示第二号（畜舎等に係る基準の特例の細目）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>第二 特例を適用する畜舎等</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、(一)から(八)までの物資及び(九)の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。</p> <p>〔一〕(四) 略</p> <p>〔五〕 鶏卵その他の畜産物又はその加工品</p> <p>〔六〕(九) 略</p> <p>(九)の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）</p> <p>〔十一〕(九)の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具</p> <p>〔十二〕(九)の車両にけん引される農業用機械器具</p>
改正前	<p>第二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、(一)から(七)までの物資及び(八)の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。</p> <p>〔一〕(四) 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔五〕(八) 同上</p> <p>(八)の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）</p> <p>〔十一〕(八)の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具</p> <p>〔十二〕(八)の車両にけん引される農業用機械器具</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。